

中部地方整備局就業体験実習実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、高等専門学校及び中部地方整備局管内の高等学校（大学院及び短期大学を含む。以下「教育機関」という。）の技術系（土木、建築、機械、電気・電子・情報、等）の学生・生徒（以下「学生」という。）を対象として、中部地方整備局において行う就業体験実習（以下「実習」といい、実習を行う学生を「実習生」という。）について、受入事務所、期間、手続き、服務、その他必要な事項を定めるものである。

(実習の目的)

第2 本実習は、教育機関の学生を中部地方整備局において就業体験を行わせることにより、学生の学習意欲を喚起し、高い職業意識を育成するとともに、国土交通行政に対する理解を深めてもらうことを目的とする。

(本要領の適用対象)

第3 本要領は、同一受入事務所で5日間以上連続して実習を行う場合に適用する。

(実習の受入)

第4 実習の受入事務所は、中部地方整備局管内の事務所とする。

(実習の期間)

第5 実習の期間は、実習生受入事務所の実情により中部地方整備局が決定する。

(実習生の受け入れ手続き)

第6 実習生の受け入れ手続き等については、次のとおりとする。

- (1) 教育機関は、実習生として推薦する学生をとりまとめ、中部地方整備局企画部長に提出する。
- (2) 中部地方整備局企画部は、教育機関の推薦に基づき、受入事務所を調整の上、受け入れる学生を選考、決定し教育機関に通知する。当該学生への結果の通知は各教育機関において行う。
- (3) 実習生受け入れの通知を受けた教育機関は、中部地方整備局との間で実習期間中における遵守事項等を記載した覚書を締結する。
- (4) 実習生は、実習開始前に服務規律の遵守にかかる誓約書を実習生受入事務所長宛に提出し、実習を行う。

(指導員)

第7 実習生受入事務所に指導員を設け、実習生の指導にあたることとする。

(実習生の服務等)

第8 実習生の服務等の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 実習生は、実習時間中は専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めなければならない。
- (2) 実習生は、実習時間中、中部地方整備局職員が遵守すべき法令等を遵守するとともに、指導員及び実習担当者の指導、指示等に従い、実習期間中は実習に専念し、公務の信用を傷つけ、又は公務員全体の不名誉となるような行為を行ってはならない。

- (3) 実習生が実習を行う時間は、中部地方整備局の職員に適用されている勤務時間の例による。
- (4) 実習生は、実習により知り得た秘密を漏らしてはならない。実習終了後においても同様とする。
- (5) 実習生は、実習生受入事務所長から実習に関する報告書やアンケート等の提出を求められた場合は、これに協力し、提出しなければならない。
- (6) 実習生は、実習の成果として論文等を外部へ発表等する場合には、事前に実習生受入事務所長の承認を得なければならない。
- (7) 実習の欠務は正当な事由がある場合以外はこれを認めないこととする。実習生は、病気等のため予定されていた実習を受けることができない場合には、あらかじめ指導員にその旨連絡しなければならない。やむを得ない場合は、事後速やかに指導員にその旨連絡しなければならない。
- (8) 実習生としてふさわしくない行為があったときは、実習生受入事務所は、実習を打ち切ることができるものとする。実習を打ち切った場合は、速やかに教育機関にその旨を通知することとする。
- (9) 実習生の懲戒、賠償等に関する最終的な責任は、教育機関で負うものとする。

(実習に係わる費用負担)

第9 実習生の実習のために要する費用の一切は、実習生個人又は教育機関の負担とする。

(実習中の事故等に伴う災害補償)

第10 実習中の事故等に伴う災害補償については、次のとおりとする。

- (1) 教育機関又は実習生は、原則として、実習前に傷害保険及び損害賠償保険（以下「保険」という。）に加入しなければならない。
- (2) 実習生の実習期間中の災害及び通勤に際しての災害については、実習生が加入する保険をもって充てる他、教育機関が必要な手続きを行い、誠意をもって問題の解決にあたるものとする。
- (3) 実習生が中部地方整備局、実習生受入事務所、もしくは、第三者に損害を与えた場合は、法令に従って処理し、保険等により補償する。

(その他)

第11 この要領等に定の無い事項及びこの要領に関して疑義が生じた事項については、中部地方整備局、実習生受入事務所、教育機関、実習生及びその他の関係者が協議して決定するものとする。

附則1 この要領は、平成18年5月24日より施行する。

附則2 従来本局の課において実習生を受け入れているときは、本要領施行後も本局の課において実習生を受け入れることができるものとし、その場合、本要領の「受入事務所」は「受入課」と読み替えるものとする。